

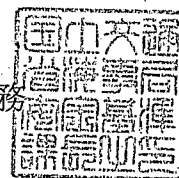


国海安第 167 号の 2  
平成 21 年 1 月 15 日

社団法人日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局

安全基準課長 秋田 務



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び  
大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部改正について

標記については、2006 年 10 月に開催された IMO の第 55 回海洋環境保護委員会 (MEPC55) において採択されたふん尿等浄化装置における排水基準及び性能試験基準に関する改正ガイドライン(決議 MEPC.159(55))に対応するため、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正を行いました(平成 20 年国土交通省令第 92 号)。これに伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部を別紙のとおり改正し、平成 22 年 1 月 1 日より適用することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



平成 21 年 1 月  
海事局安全基準課

## 海防法検査心得の改正について

### 1. 背景

2006 年 10 月に開催された MEPC55 においてふん尿等浄化装置における排水基準及び性能試験基準に関する改正ガイドライン(決議 MEPC. 159(55)) が採択され、2007 年 7 月に開催された MEPC56 において前述の決議 MEPC. 159(55)の適用時期に関する統一解釈が承認された(MEPC56/23 ANNEX17)。

我が国においては改正ガイドラインを担保するため、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(平成 20 年 11 月 6 日国土交通省令第 92 号)(以下「改正技術基準省令」という。)を公布したところ、これに対応して海防法検査心得の改正を行う。

### 2. 概要

- ① ふん尿等浄化装置の能力について、改正技術基準省令及び改正ガイドラインに対応するよう一部改正。
- ② 現存船に施行の日前に納品された旧基準のふん尿等浄化装置については「施行の日前に設置された」装置とみなすことを規定。
- ③ 施行の日前に納品されたふん尿等浄化装置について、納品日を確認できる書類を備え付けることを規定。

### 3. スケジュール

公布日:平成 21 年 1 月中旬

適用日:平成 22 年 1 月 1 日(改正技術基準省令の施行の日と同じ。)

以上

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得

(別紙)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>I 海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第9章 ふん尿等排出防止設備</p> <p>(ふん尿等浄化装置)</p>	<p>I 海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第9章 ふん尿等排出防止設備</p> <p>(ふん尿等浄化装置)</p>
<p>38.1(a) 第2号にある「船舶内において発生するふん尿等の浄化のための十分な能力」とは、次の算式により算定した値以上の負荷をかけた場合において、技術基準省令第38条第1号イ、ロ、ハ、ニ及びホの基準を満足する能力をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水量(m<sup>3</sup>/日) = 最大搭載人員(人) × q(m<sup>3</sup>/人/日)</li> <li>・生物化学的酸素要求量(g/日) = 最大搭載人員(人) × 13.5(g/人/日)</li> <li>・浮遊物質質量(mg/l) = 500(mg/l)</li> </ul> <p>q : 40.0(a)に規定する値</p>	<p>38.0(a) 第2号にある「船舶内において発生するふん尿等の浄化のための十分な能力」とは、次の負荷をかけた場合において、技術基準省令第38条第1号イ、ロ及びびハの基準を満足する能力をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚水量(m<sup>3</sup>/日) = 最大搭載人員(人) × 40.0 に示す q(q1、q2を含む。)</li> <li>生物化学的酸素要求量(g/日) = 最大搭載人員(人) × 13.5(g/人/日)</li> </ul>
<p>附則(平成20年国土交通省令第92号)</p> <p>附0.2(a) 本項において、改正前の技術基準省令第38条に適合するふん尿等浄化装置(以下「旧装置」という。)をこの省令の施行の日以後に設置する場合であっても、契約上の納品日(契約上の納品日がない場合は実際の納品日)がこの省令の施行の日前である場合には「この省令の施行の日前に設置された」とみなして差し支えない。</p>	
<p>(b) 旧装置がこの省令の施行の日前に契約上納品される(契約上の納</p>	

改 正 後	現 行
<p>品日がない場合は実際に納品される) 場合には、納品日を証する書類として、少なくとも当該装置の名称、型式、数量、製造番号及び契約上の納品日 (契約上の納品日がない場合は実際の納品日) を英文併記したもの (納品書等) を船内に備え置かせること。</p>	

2010年1月1日前後のふん尿等浄化装置技術基準適用関係図

(参考)

① 旧基準 (現存船)	起工	設置	引渡		設置	附則第2項の経過措置
② 旧基準 (現存船) (交換)	起工	設置	引渡	納品	設置	心得で担保
③ 新基準 (現存船) (交換)	起工	設置	引渡	納品	設置	附則第2項により旧基準は認められない
④ 旧基準 (現存船)	起工	納品	設置	引渡	設置	附則第2項の経過措置
⑤ 旧基準 (現存船)	起工	納品	設置	引渡	設置	心得で担保
⑥ 新基準 (現存船)	起工	納品	設置	引渡	設置	附則第2項により旧基準は認められない
⑦ 旧基準 (現存船)	納品	起工	設置	引渡	設置	心得で担保
⑧ 新基準 (新造船)				起工	納品	附則第2項により旧基準は認められない
⑨ 新基準 (新造船)				起工	設置	附則第2項により旧基準は認められない

2010.1.1